

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

原口 耕一郎

【所属】(助成決定時)

名古屋市立大学大学院 人間文化研究科

【研究題目】

中国文献および中国思想の伝来と受容からみた古代日本天皇制の特質に関する政治思想史的研究

【研究の目的】(400字程度)

古代における日本列島の君主は、自らが「中華世界の皇帝」たらんとして天皇制を創始したと考えられる。例えば古代天皇制は列島の「辺境」「周縁」地域に蝦夷、隼人、南島人といった「夷狄」を創出している。古代国家が編纂した史書には夷狄関係記事も収録されており、これらの史料は中国皇帝制の思想的あるいは制度的影響下にあることが確実視されるが、具体的な論証が求められている。本研究においては、主にこれら史料の文章表現の分析を通じて、日本の古代天皇制がどのように中国の政治思想を受容／応用していたのかを解明することを目指したい。

本研究においては南九州の隼人を主な素材とし、隼人関係記事の文章表現を検討することによってそのイデオロギー的位置付けを考察し、これをもって古代天皇制の政治思想を探求したい。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究においては古典文献学の手法を用いて古代天皇制を支えるイデオロギーの一端に迫る、という方法を採用した。すなわち、方法論として訓詁学を用い、テーマとして政治思想史を論じた。

隼人は古代史書において中国的夷狄観に関わる用語で形容されるとともに、海幸山幸神話など『記・紀』の王権神話に登場し、そこでは天皇家と同祖だとされており、古代天皇制の思想を探るうえで格好の素材のひとつだといえよう。

私はこれまでの隼人研究において、『記・紀』隼人関係記事に用いられている語句、文章表現、これらの典拠となった中国文献の特定という文献学的／訓詁学的研究を行い、その史料批判に一定の成果をあげることができたが、本研究はこれらの方法論、成果をもとにさらなる発展を期したものである。

まず『続日本紀』の夷狄関係記事(特に隼人関係記事を中心とする)について、主に『記・紀』編纂時までを中心に中国文献と比較を行い、その文章表現における語義や典拠を調査し、中国的夷狄観により文飾された箇所、すなわち中国思想の影響下にある箇所をピックアップした。次に対蝦夷／南島政策と対隼人政策の異同について、特に時期的変遷を中心に、史料の文章表現からうかがわれるイデオロギー的位置付けについて分析を行った。続いて対蝦夷／南島政策と対隼人政策の異同について、特に時期的変遷を中心に制度的位置付けについて分析を行った。以上の成果をもとに、中国思想／文献を用いて述作された『記・紀』や『続日本紀』隼人関係記事の政治的／思想的背景の分析を試みた。特に天皇制との関わりを中心に分析を行った。

【結論・考察】(400字程度)

分析の結果、以下の点などを明らかにしえた。『続日本紀』の隼人関係記事と中国史書における夷狄関係記事の文章表現を比較すると、隼人を中国的夷狄観に関する用語で形容する場合があることが確認された。ただしそれらは、基本的に『日本書紀』編纂時にあたる養老年間までの記事に限られる。ここから、隼人のイデオロギー的位置付けには時期的変遷があることが明らかになった。なお先行研究の指摘通り、『記・紀』

編纂時にあたる和銅～養老年間を境にして蝦夷／南島人と隼人の行政上の扱いが異なりはじめるが、両者には微妙なズレも認められた。すなわち、隼人が蝦夷／南島人とは行政上異なる扱いをなされるようになって、史料上の文章表現においては養老年間まで夷狄として蝦夷／南島人と同様の扱いを受けており、『記・紀』編纂時において隼人の制度的位置付けとイデオロギー的位置付けは必ずしも一致しないことが判明した。これは当時のイデオロギー政策を勘案するうえで重要な事象だと考えられ、神話を含む『記・紀』隼人関係記事の述作時期などの問題とともに、引き続き分析を継続している。

分析中のものも含め本研究の成果のうち一部については、すでに論文および口頭報告にて発表した。現在、ほかに複数の論文を準備中である。